

**堺市消費者基本計画
平成23年度 施策実施状況**

目 次

<u>計画の各指標項目の進捗状況</u>	1
----------------------------	---

各施策の実施状況

【重点施策】

《1 消費者の権利の尊重～消費生活の安全・安心の確保～》

(3)取引の適正化	4
-----------------	---

《2 消費者の自立の支援等》

(1)消費者啓発の推進	5
-------------------	---

(2)消費者教育の推進	11
-------------------	----

《3 消費者被害の救済》

(1)苦情の処理	13
----------------	----

(2)あっせん、調停	16
------------------	----

【重点施策以外の施策】

1 消費者の権利の尊重～消費生活の安全・安心の確保～	17
----------------------------------	----

2 消費者の自立の支援等	26
--------------------	----

3 消費者被害の救済	28
------------------	----

○ 計画の各指標項目の進捗状況

【指標①】

指標項目	計画策定時	目標値	23年度
訪問販売を望まない消費者のうち、訪問販売お断りシールを貼っている人の割合	—	50.0%	19.7%

※ 23年度の数値は、平成23年9月～10月に実施した「堺
市政モニターアンケート」の結果による。

(参考) 市政モニターアンケート(抜粋)

- あなたは、商品・サービスの販売を目的とした事業者の訪問を受けることを、どのように感じていますか。

	選択項目	回答者数	構成比(%)
1	来てほしくない	473	95.4
2	来てもよい時がある	14	2.8
3	来てもよい	0	0.0
4	その他	5	1.0
	無回答	4	0.8
	計(回答者総数)	496	100.0

- 堺市では、望まない訪問販売による消費者被害を防ぐため、「訪問販売お断りシール」を作成し、配布しています。「訪問販売お断りシール」を利用していますか。

	選択項目	回答者数	構成比(%)
1	利用している	93	18.8
2	知らなかったが今後利用したい	203	40.9
3	知っているが利用していない	126	25.4
4	知らなかったし今後利用するつもりもない	72	14.5
	無回答	2	0.4
	計(回答者総数)	496	100.0

【指標②】

指標項目	計画策定時	目標値	23年度
消費生活センターの役割を知っている人の割合	22.0%	50.0%	36.7%

※ 23年度の数値は、平成23年9月～10月に実施した「堺
市政モニターアンケート」の結果による。

(参考) 市政モニターアンケート(抜粋)

- あなたは堺市立消費生活センターを知っていますか。

	選択項目	回答者数	構成比(%)
1	名前も役割も知っている	182	36.7
2	名前は知っているが、役割までは知らない	153	36.9
3	名前も役割も知らない	131	28.4
	無回答	0	0.0
	計(回答者総数)	496	100.0

【指標③】

指標項目	計画策定時	目標値	23年度
クーリング・オフ制度の内容をよく知っている人の割合	14.6%	50.0%	31.3%

※ 23年度の数値は、平成23年9月～10月に実施した「堺市市政モニターアンケート」の結果による。

(参考) 市政モニターアンケート(抜粋)

○ あなたは、消費生活に関連する制度や法律・条例などを知っていますか。

【クーリング・オフ】

	選択項目	回答者数	構成比(%)
1	内容についてよく知っている	155	31.3
2	内容をおる程度知っている	282	56.9
3	見聞きしたことがある	50	10.0
4	見聞きしたことはない	8	1.6
	無回答	1	0.2
	計(回答者総数)	496	100.0

【指標④】

指標項目	計画策定時	目標値	23年度
消費生活センターのホームページのアクセス数	88,300件	100,000件	78,917件

(参考) 23年度アクセス状況 (1月中旬にホームページをリニューアル)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総数
23年度	4,868	6,049	5,584	5,081	7,334	5,804	5,806	4,456	4,249	6,856	9,717	13,113	78,917

【指標⑤】

指標項目	計画策定時	目標値	23年度
あっせんの解決率	86.5%	90.0%	87.5%

(参考) 23年度相談状況

相談件数			あっせん		あっせん率 (②/①)	あっせん解決率 (③/②)
	苦情相談(①)	件数(②)	解決(③)	不調		
6,234	5,610	880	770	110	15.7%	87.5%

○ 各施策の実施状況

【重点施策】

＜1 消費者の権利の尊重 ～消費生活の安全・安心の確保～＞

(3) 取引の適正化

① 条例違反事業者に対する指導・勧告・公表

	施策名	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など						
	施策の内容(計画記載)									
1	不当な取引行為に対する調査指導等 ○ 消費生活相談情報等に基づき、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、堺市消費生活条例に基づき、当該事業者に対して資料提出要求や立入検査等必要な調査を行い、必要な場合には違反行為を是正するよう指導・勧告し、また、必要な情報を消費者に提供することで、被害の拡大防止及び再発防止を図ります。	消費生活センター	○ 下記のとおり指導を行い、是正を求めました。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施件数</th> <th>対象事業者の主な業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導</td> <td>6件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウスクリーニング、換気扇フィルター等の訪問販売 ・テレビ放送サービス等の訪問販売 ・火災警報器の訪問販売 ・新聞購読契約の訪問販売 </td> </tr> </tbody> </table>	実施件数		対象事業者の主な業種	指導	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウスクリーニング、換気扇フィルター等の訪問販売 ・テレビ放送サービス等の訪問販売 ・火災警報器の訪問販売 ・新聞購読契約の訪問販売 	○ 引き続き、相談情報等から条例違反行為が行われていないかを注視し、行われている疑いがあれば速やかに調査を実施し、大阪府等の関係機関とも連携して指導を行います。 また、新たな手口に対応するため、条例・施行規則の改正を検討します。
実施件数		対象事業者の主な業種								
指導	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウスクリーニング、換気扇フィルター等の訪問販売 ・テレビ放送サービス等の訪問販売 ・火災警報器の訪問販売 ・新聞購読契約の訪問販売 								

② 法令遵守のための啓発・指導

	施策名	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など
	施策の内容(計画記載)			
1	事業者団体との連携による適正な事業活動の推進 ○ 事業者団体に対し機会を設け、消費生活センターに寄せられた相談事例の紹介、特定商取引に関する法律、消費者契約法など消費生活関連法令の改正や条例の周知などを行い、事業者団体を通じて、事業者と消費者との間に生じた苦情処理の体制整備、事業者自らが事業活動に関して遵守すべき基準の作成の支援等につなげることにより、市民の消費生活における利益の擁護及び増進を図ります。	消費生活センター	○ 事業者団体との意見交換会等において、現在の相談事案の傾向や問題と思われる点、今後の対応等について意見交換を行い、適正な事業活動の推進を要請しました。 (意見交換等を実施した業種) <ul style="list-style-type: none"> ● 保険 ● 金融(クレジット事業) ● 新聞販売 ● 引越 	○ 引き続き事業者団体との意見交換等を通じ、適正な事業活動の推進を要請していきます。

③ 不招請勧誘への対応

	施策名 施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など
1	不招請勧誘への対策 ○ 訪問販売・悪質訪問販売お断りシールや啓発チラシの配布等によって、消費者及び事業者に対して不招請勧誘に関する啓発を行うとともに、消費者の意思表示を明確化することで、トラブルの未然防止を図ります。	消費生活センター	○ ホームページへの掲載や区役所への配架等によって訪問販売お断りシールの周知を図るとともに、訪問販売を行う事業者に対して、本市における不招請勧誘への規制(消費生活条例や訪問販売お断りシール)について説明し、適正な事業活動の推進を要請しました。	○ 不招請勧誘への対策として行っている訪問販売お断りシールに関しては、いまだ周知度が高いとは言えない状況にあるため、消費者・事業者に対し周知を図り、被害の未然防止に努めます。 (※市政モニターアンケートの結果、シールを知っている人の割合は、44.2%。)

《2 消費者の自立の支援等》

(1) 消費者啓発の推進

① 情報提供の推進

	施策名 施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など
1	消火器・住宅用火災警報器等に関する情報提供の推進 ○ 消火器や住宅用火災警報器等の悪質訪問販売や不具合発生事案、メーカーからの情報などを、ホームページや広報さかいを活用して市民に提供します。	予防査察課	○ 消火器や住宅用火災警報器だけではなく、他製品の自主回収情報やスプレー缶、蛍光灯の事故情報、ライターの販売規制などについてホームページに掲載し、広く市民に情報提供を行いました。	○ 自主回収情報や事故情報は市民に素早く伝える必要があるため、ホームページを利用し迅速かつ正しい情報を提供していきます。
2	食品衛生知識の普及啓発 ○ 食の安全性確保に関する情報を、パンフレット、ホームページ、広報さかいなどにより、迅速かつわかりやすく提供します。 ○ 講習会や意見交換会(リスクコミュニケーション)を開催し、食の安全に関する知識の普及を図ります。	食品衛生課	○ 福島原子力発電所事故に関連した農畜水産物の出荷制限や検査結果についての情報や牛肉の生食による食中毒の注意喚起といった食の安全性確保に関する情報を、パンフレット、ホームページ、広報さかいなどに掲載し、市民への周知、啓発を図りました。 ○ 一般的な食中毒予防をはじめ、生食用食肉の規格基準や食品取扱施設の衛生管理に関する講習会および食品添加物・残留農薬・放射性物質に関する意見交換会を開催し、広く食の安全に関する知識の普及に努めました。	○ 近年、食品の安全性や信頼性を揺るがす事件が続発し、食に対する市民の不安や不信感がつよまっている状況にあります。今後も食品衛生に関する正しい知識やわかりやすい情報を幅広く市民へ提供できるようさまざまな媒体を用いて発信していきます。

<p>消費者啓発のための講演会の開催</p> <p>○ 消費生活に関する正しい知識の普及と情報の提供等、啓発活動を推進し、消費者の自立支援と消費生活の安定及び向上を図るため、最新の社会問題などをテーマに市民向け講演会等を開催します。</p>	<p>消費生活センター</p>	<p>○ 下表のとおり2回の講演会を開催しました。</p> <table border="1" data-bbox="883 143 1478 391"> <thead> <tr> <th>開催日時</th> <th>テーマ</th> <th>講師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月26日(木) 13:30~15:00</td> <td>米トレーサビリティ制度と食品表示 ～表示から知る、米及び食品の生産・加工・流通の過程～</td> <td>近畿農政局 大阪農政事務所 玄行 正充さん 奥村 鋭行さん</td> </tr> <tr> <td>11月15日(火) 14:30~16:00</td> <td>放射線と安全な暮らしのおはなし</td> <td>大阪府立大学地域連携研究機構 放射線研究センター長 奥田 修一さん</td> </tr> </tbody> </table>	開催日時	テーマ	講師	5月26日(木) 13:30~15:00	米トレーサビリティ制度と食品表示 ～表示から知る、米及び食品の生産・加工・流通の過程～	近畿農政局 大阪農政事務所 玄行 正充さん 奥村 鋭行さん	11月15日(火) 14:30~16:00	放射線と安全な暮らしのおはなし	大阪府立大学地域連携研究機構 放射線研究センター長 奥田 修一さん	<p>○ 引き続き最新の社会問題などをテーマに市民向け講演会等を開催します。</p>																			
開催日時	テーマ	講師																													
5月26日(木) 13:30~15:00	米トレーサビリティ制度と食品表示 ～表示から知る、米及び食品の生産・加工・流通の過程～	近畿農政局 大阪農政事務所 玄行 正充さん 奥村 鋭行さん																													
11月15日(火) 14:30~16:00	放射線と安全な暮らしのおはなし	大阪府立大学地域連携研究機構 放射線研究センター長 奥田 修一さん																													
<p>街頭啓発等の実施</p> <p>○ 消費者月間等の機会を捉え、駅頭や街頭で啓発チラシ配布などの啓発活動を行います。</p>	<p>消費生活センター</p>	<p>○ 消費者月間の啓発活動として、市役所入口付近にて啓発パネル展示を行うとともに、消費者問題に関心の高い市民の協力を得て、来庁者に対して啓発チラシ等の配布を行いました。(5/9~5/10)</p> <p>○ 各区で行われた区民まつりの会場において、来場者に対して啓発チラシ等の配布を行いました。(全7区において実施)</p>	<p>○ 引き続き、消費者月間や区民まつり等の様々な機会を捉えて啓発活動を行います。また、24年度に創設する「堺市くらしのサポーター」制度を活用し、消費者と連携した取組を推進します。</p>																												
<p>広報紙、ホームページによる情報提供</p> <p>○ 広報さかいやホームページを利用し、消費者、市民にとって有益な情報提供を行います。消費生活センターに寄せられた相談情報や全国的な消費者被害の傾向をもとに、消費者、市民にとって必要な情報が何であるかを捉え、ニーズに応じた内容の充実、早期の発信・更新を行い、また、消費者が消費者問題について学習するための情報なども掲載し、消費者被害の未然防止に努めます。</p>	<p>消費生活センター</p>	<p>○ 市内全戸に配布される広報さかいに毎月啓発記事を掲載し、市民に対して情報提供を行いました。</p> <table border="1" data-bbox="883 829 1478 1149"> <thead> <tr> <th>発行月</th> <th>主な掲載内容</th> <th>発行月</th> <th>主な掲載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>クリーニングでのトラブルにご注意を</td> <td>5月</td> <td>審美歯科の契約は慎重に</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>火災保険と住宅リフォーム</td> <td>7月</td> <td>未公開株・社債詐欺にご注意</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>携帯電話のゲームなど高額請求にご注意</td> <td>9月</td> <td>スマートフォンを契約する前に</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>海外航空券インターネットでの予約にご注意</td> <td>11月</td> <td>訪問販売の不要な契約にクーリング・オフ</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>IHコンロを使用するときは説明書の確認を</td> <td>1月</td> <td>インターネット不用意なクリックに気を付けて</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>賃貸契約の連帯保証人・保証人になる前に</td> <td>3月</td> <td>店で発行されるポイント 利用条件の確認を</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 消費者がより閲覧・検索しやすく、求める情報を的確に得ることができるよう、消費生活センターのホームページをリニューアルし、掲載情報の充実を図りました。また、緊急情報等を即時に掲載するシステムを構築しました。</p>	発行月	主な掲載内容	発行月	主な掲載内容	4月	クリーニングでのトラブルにご注意を	5月	審美歯科の契約は慎重に	6月	火災保険と住宅リフォーム	7月	未公開株・社債詐欺にご注意	8月	携帯電話のゲームなど高額請求にご注意	9月	スマートフォンを契約する前に	10月	海外航空券インターネットでの予約にご注意	11月	訪問販売の不要な契約にクーリング・オフ	12月	IHコンロを使用するときは説明書の確認を	1月	インターネット不用意なクリックに気を付けて	2月	賃貸契約の連帯保証人・保証人になる前に	3月	店で発行されるポイント 利用条件の確認を	<p>○ 引き続き広報さかいに啓発記事を掲載するとともに、リニューアルしたホームページを活用し、一層の掲載情報の充実や迅速な情報提供を図ります。また、様々な啓発の機会を通じてホームページ情報のPRを行います。</p>
発行月	主な掲載内容	発行月	主な掲載内容																												
4月	クリーニングでのトラブルにご注意を	5月	審美歯科の契約は慎重に																												
6月	火災保険と住宅リフォーム	7月	未公開株・社債詐欺にご注意																												
8月	携帯電話のゲームなど高額請求にご注意	9月	スマートフォンを契約する前に																												
10月	海外航空券インターネットでの予約にご注意	11月	訪問販売の不要な契約にクーリング・オフ																												
12月	IHコンロを使用するときは説明書の確認を	1月	インターネット不用意なクリックに気を付けて																												
2月	賃貸契約の連帯保証人・保証人になる前に	3月	店で発行されるポイント 利用条件の確認を																												

6	啓発用資料の充実 ○ 消費生活における代表的なトラブル事例や消費者関連法規の改正などの情報を掲載した啓発冊子やパンフレット等の啓発資料を作成し、市民に広く配布します。また、啓発資料の配架場所の拡充を図ります。	消費生活センター	○ 相談件数の多いトラブル事例やその対処法、その他消費生活に関するパンフレット等を作成・収集し、消費生活センター、各区役所、庁内関係部局等に配架するとともに、関係団体への配布を行いました。 また、新たに市内の公民館(6か所)にパンフレットスタンドを設置し、啓発資料の配架場所の拡充を図りました。	○ 引き続き、啓発資料の拡充を図るとともに、配架場所の拡充等、より効果的な配布方法を検討します。
7	情報コーナーの活用 ○ 消費生活センター情報コーナーにおいて、消費生活に関する行政資料、図書、雑誌、暮らしに役立つ情報や悪質商法に関するチラシの配架やパネル展示を行います。また、図書やビデオ、DVDの閲覧コーナーを設けるとともに、貸出も行います。	消費生活センター	○ 消費生活センター情報コーナーにおいて、様々な消費生活に関する資料の配架やパネル展示、図書やビデオ、DVDの閲覧・貸出を行うとともに、法改正や新たな消費生活上の課題に対応するため、配架資料や書籍等の充実を図りました。	○ パンフレットや図書等、最新情報資料の整備を行い、情報コーナーの一層の充実を図ります。

② 地域、関係団体等との連携

	施策名 施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など
1	地域のネットワークを活用した消費者の見守り ○ 自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員会等地域のネットワークや消費者団体等と連携し、啓発冊子の配布や高齢者の消費者被害防止の見守りを強化します。 ○ 堺市消費者啓発員に見守りに関する研修を実施し、各地域団体等への出前講座等で見守り強化を呼びかけます。	消費生活センター	○ 民生委員等、見守り活動を実施されている方々を対象に、最近の被害事例の紹介や見守りの際の気づき・対応のポイント等を内容とする出前講座を実施し、見守り強化を呼びかけました。 ・開催回数:5回 ・参加者数:79人	○ 福祉部局や関係機関との連携を図り、見守り活動強化に向けた取組を実施します。

③ 高齢者、障害者、若年者等に対する啓発の推進

	施策名 施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など
1	新入社員防火教室の実施 ○ 消防局協力団体に加入している事業所の新入社員を対象に、事業所において役立つ防火に関する知識や対策を学ぶ新入社員防火教室を実施します。また、消火器・住宅用火災警報器などの取扱方法や事故事例の周知、悪質訪問販売などに関する啓発なども併せて行います。	予防査察課	○ 今年度も2日間で300人を超える新入社員が受講しました。火災事例についての講義や、応急手当の講義、消火器の取扱い訓練、地震体験車を使った地震体験など行いました。 救急隊による応急手当を学ぶ講義では、近年の災害に対する関心が高まっていることもあり、積極的に参加する新入社員の姿も見られました。	○ 受講に関してアンケートを取り、受講者のニーズを次回に活かすなど改善を図ります。
2	防火訪問の実施 ○ 高齢者等や緊急通報装置所持者に対する防火訪問を実施し、防火について指導を行うとともに、悪質訪問販売による被害予防対策や家電製品等による事故発生を防ぐため、パンフレット等の配布、ストーブやコンロなどの取扱いの注意事項等を指導し、啓発を行います。	予防査察課	○ 平成23年8月から平成24年3月にかけて、75歳以上の高齢者のみの世帯約14,000世帯に防火訪問を実施しました。 ○ 高齢者に対し、住宅用火災警報器の設置促進及び火災予防対策の周知に加え、リーフレットなどを活用して不当な訪問販売などへの注意喚起を行いました。	○ 平成24年度以降についても、年度を通じて約13,000世帯を対象に継続実施する予定です。
3	出前講座の実施 ○ 消費生活の複雑・多様化に伴い深刻化している消費者被害を未然防止するため、大学や地域の集まりなどにおいて出前講座を実施し、若年者や高齢者を重点的に啓発します。	消費生活センター	○ 高齢者や若年者を中心に、出前講座を実施し、消費者被害の未然防止を図りました。 ・開催回数:15回 ・参加者数:679人 (なお、出前講座としては、上記以外に、見守り活動を実施されている方々を対象に5回(79人参加)実施しています。)	○ 引き続き高齢者や若年者を対象とした出前講座を実施し、消費者被害の未然防止を図ります。また、出前講座の一層の周知を図ります。
4	啓発資料の充実等 ○ 庁内関係各課と連携し、高齢者、障害者、若年者向けの啓発チラシや冊子などの啓発資料の充実や配架を図り、また、見守り情報の提供を推進します。	消費生活センター	○ 啓発チラシや冊子を作成し、各区役所等の市施設や市内大学等に配架するとともに、出前講座等における資料として使用しました。	○ 引き続き啓発資料の充実を図るとともに、より効果的な活用方法を検討します。

④ 環境に配慮した活動の推進

	施策名 施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など
1	<p>堺エコロジー大学の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の環境意識の向上と環境共生のまちづくりを支える人材を育成するため、市民、NPO、企業、大学等と連携し、堺エコロジー大学を展開します。 ○ 一般講座は子どもから大人まで幅広い層を対象にした様々なプログラムを実施します。 ○ 環境活動実践者育成のため、専門コースを設定、大阪府立大学の環境教育プログラムとも連携し、専門性の高いカリキュラムを構築します。 	環境総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般講座として、子どもから大人まで幅広い層を対象にした様々なプログラムを実施しました。 <実績>平成23年度一般講座数 136講座(うち主催講座62講座、連携講座74講座) ○ 専門コースとして、本市主催による講座を実施するほか、大阪府立大学の環境人材育成教育プログラム「環境学」とも連携し、より専門性の高いカリキュラムを実施しました。 <実績>平成23年度専門コース受講生 20名 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、一般講座として子どもから大人まで幅広い層を対象にした様々なプログラムを実施し、市民の環境意識の向上を図ります。 ○引き続き、専門コースにおいて大阪府立大学等と連携し、専門性の高いカリキュラムを実施し、環境活動実践者の育成を図ります。また、「堺エコロジー大学サポーター登録制度」を新設し、専門コース修了生を環境活動実践者として本市環境局所管事業へ活用します。
2	<p>堺市建築物総合環境評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な都市環境の形成を図るため、総合的な環境配慮への対策が求められており、環境性能の高い建築物が建築されるよう、公表や顕彰を実施し、建築主、設計者の自主的な取り組みの普及促進を図ります。 	建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府からの事務移譲を受け平成23年8月1日から堺市で受け付けをおこなっています。堺市での受け付け件数は11件で順調に届出されています。その内の1件が「大阪府サステナブル建築賞」の奨励賞を受賞しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○届出が任意の建築物についても届出がされるよう、さらに建築主、設計者の自主的な取り組みを促すようなインセンティブを設ける必要があります。また今後、堺市独自の表彰制度を実施していきます。

3	<p>環境教育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【環境教育プログラム実施】市内企業・大学等の協力も得ながら、環境と食・生物多様性・水等の関係性をテーマにプロジェクト型学習に取り組みます。 ○【エネルギー教育プログラム実施】太陽光発電システム設置校を対象にプロジェクト型学習に取り組みます。 ○【グリーンカーテン整備】ゴーヤ栽培によるグリーンカーテン作りに取り組みます。 	<p>学校企画課 (計画策定時の表記は「学校企画担当」)</p>	<p>○グリーンカーテン整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校29校、中学校8校、支援学校2校 計39校で実施しました。 ・実施校では、環境教育指導計画を作成し、学習活動を実施しました。 ・取組の様子は随時HPや学校便り等に掲載し、情報発信を行いました。 ・平成23年10月1日(月)～10月13日(金)堺市役所高層館1階ロビーにて、「グリーンカーテン整備事業展示会」を実施しました。事業実施に取り組んだ学校の気温測定の結果、栽培記録、児童生徒のグリーンカーテンに関する作文・絵画等を掲示しました。 <p>○環境教育プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校7校で実施しました。 ・実施校では、「エネルギー」や「生物多様性」をテーマにプロジェクト型学習を実施し、子どもたちが当事者意識を持って身近な環境問題に向き合う姿勢を育みました。 ・実施校は学習成果を校内発表で発表する他、平成24年2月18日(土)堺市産業振興センターで実施した「堺・子ども“ゆめ”フォーラム」において、広く市民に向けて発表しました。 	<p>○グリーンカーテン整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施校の校種の幅を段階的に増やしていくとともに、各校で作成した環境教育指導計画に基づき、小学校低中学年の栽培体験活動、小学校高学年・中学校での総合的な学習の時間での体験活動、児童会・生徒会活動、委員会活動、支援学校での実施など、各学校の実態に応じて取り組みます。 <p>○環境教育プログラム</p> <p>平成21年5月に策定した「堺市環境教育基本方針」に基づき、持続可能な開発のための教育「ESD(Education for Sustainable Development)」とキャリア教育の視点を取り入れた小中学校での環境教育を推進します。これまでの、エネルギー、水資源、地球規模の温暖化、異常気象、食糧問題等といった自然、生命に関するテーマにとどまらず、福祉、平和、開発、ジェンダー、子どもの人権、国際理解、貧困、識字、エイズ、紛争防止などを総合的に関連づけた幅広い視点から学習を展開し、子どもたちが主体的に環境保全に取り組む実践力を育みます。またその成果は、校内発表の他、平成25年2月実施の「堺・子ども“ゆめ”フォーラム」で広く市民に向けて発表します。</p>
---	--	--------------------------------------	---	---